

(議案その七)

令和四年二月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和4年3月7日

島根県知事 丸 山 達 也

第77号議案 島根県県税条例の一部を改正する条例 1

第77号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に改める。

第3条第1項第2号中「第4条第2項」を「次条第2項」に改める。

第5条の4第4項第1号中「第5条の3第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改める。

第16条第1項中「ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次項及び」を「導管ガス供給業（法第72条の2第1項第2号に規定する導管ガス供給業をいう。次項において同じ。）及び特定ガス供給業（同項第4号に規定する特定ガス供給業をいう。第4項において同じ。）に限る。」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の1の税率を乗じて得た金額

第16条第2項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第4項中「のもの」の次に「（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第2号とし、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第21条の2を次のように改める。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第21条の2 法第73条の14第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。ただし、同条第5項の規定を適用することができる場合は、この限りでない。

第21条の3中「第73条の14第11項」を「第73条の14第12項」に改める。

第21条の4中「第73条の14第12項」を「第73条の14第13項」に改める。

第21条の5中「第73条の14第13項」を「第73条の14第14項」に改める。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第73条の18第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第24条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより不動産の取得者に前項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させることができる。

第25条の2を次のように改める。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

第25条の2 法第73条の24第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。ただし、同条第6項の規定を適用することができる場合は、この限りでない。

第26条第3号中「第73条の14第6項」を「第73条の14第7項」に改める。

第28条第3項第1号ア中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第47条第1項第5号アイb(a)及びイロb(a)中「第4号」を「前号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4項及び第5項の規定 公布の日

(2) 第28条第3項第1号アの改正規定 令和5年1月1日

(3) 第24条の改正規定 令和5年4月1日

(事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例(次項及び附則第5項において「新条例」という。)第16条の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第21条の2から第21条の5まで、第25条の2及び第26条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(失効等)

4 第16条、第21条の2から第21条の5まで、第24条、第25条の2及び第26条第3号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第 号。次項において「改正法」という。)が令和4年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

5 第16条、第21条の2から第21条の5まで、第24条、第25条の2若しくは第26条第3号の改正規定又は附則第2項若しくは第3項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。